

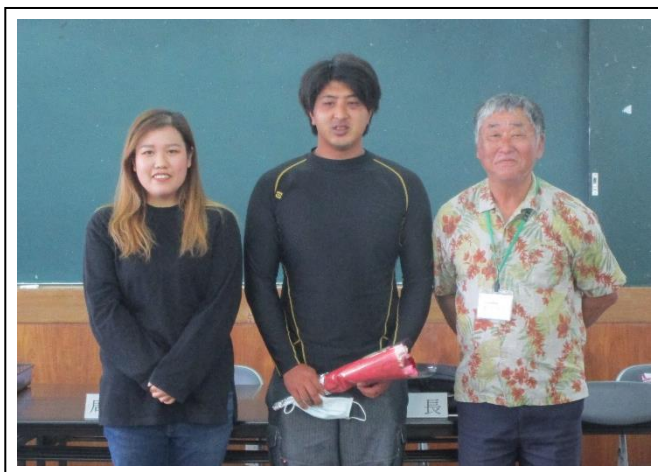


農業就業者へ結婚祝金が交付されました



令和4年5月25日開催の農業委員会総会において、蓑田六雄会長から農業経営者で畜産農家の川畑大吾さん・未識さんご夫妻（東開間）へお祝いの言葉とともに結婚祝金が交付されました。

大吾さんから「二人で力を合わせて幸せな家庭を築いていけるよう頑張っていきます。ご指導のほどよろしくお願ひいたします。」などのお礼の言葉が述べられ、委員に拍手で祝福されました。



交付を受けた川畑さんご夫妻 と 蓑田会長

農業委員会では、農業に対する意欲の向上と地域農業の活性化に資することを目的に、農業に従事する経営者または後継者の結婚に対し、祝金を交付します。

交付を受けるためには、申請が必要ですので、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



農業者年金受給者のみなさんへ



◆現況届の提出について◆

- ・現況届は、農業者年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年6月に確認するものです。
- ・経営移譲年金又は特例付加年金の受給者の方は、現況届の「支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」欄も必ずご記入ください。

【提出期限】：令和4年6月30日（木）

【提出先】：指宿市農業委員会事務局（いぶすき農業支援センター）

指宿庁舎 総合案内、山川支所 地域振興課、開間支所 地域振興課

※上記のいずれかへ提出してください。代理人による提出で構いません。

◆住所変更等のお手続きはお早めに◆

- ・引越などにより住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、届出が必要です。農業委員会又はJAにご相談ください。

農地の転用には許可が必要です！

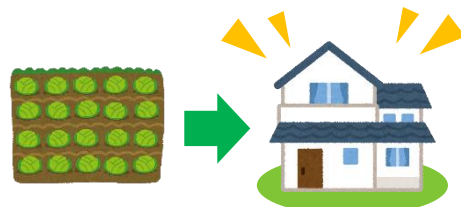
農地転用とは？

農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。例えば、住宅、駐車場、畜舎、太陽光発電施設、山林などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ農地法に基づく申請（届出）を行い、農業委員会の許可（承認）を得る必要があります。※場所によっては許可（承認）できない場合があります。

申請の方法は？

状況によって、農地法による二つの申請があります。

- ◆ 4条申請・・・本人名義の農地を転用する場合
(例：自己所有農地に住宅・車庫を建築する など)
- ◆ 5条申請・・・他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合
(例：住宅・車庫などとして利用するために農地を買う・借りる など)



無断転用は、農地法違反です！

許可（承認）なく転用した場合は、農地法違反になります。工事の中止や農地への原状回復を命じられる場合があります。従わない場合は、厳しい罰則（3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金）が適用されることがあります。



本人の土地であっても、農地を許可なく農地以外の用途に利用すると違反になります。
農地転用の計画がある場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

農用地あっせん情報

令和4年4月25日委員会承認

所在	地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
山川成川字西大峯後	畑	畑	1,767	売渡
山川小川字柿木迫	畑	畑	1,333	売渡
山川小川字柿木迫	畑	畑	1,202	売渡
西方(吹越・尾掛周辺)	畑	畑	1,000	借受
山川利永周辺	畑	畑	1,000以上	借受

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111
(内線721, 722, 723)